

第58回 札幌市緑の審議会

札幌市緑の基本計画の評価

平成20年11月27日

柱その1 市民活動を応援する

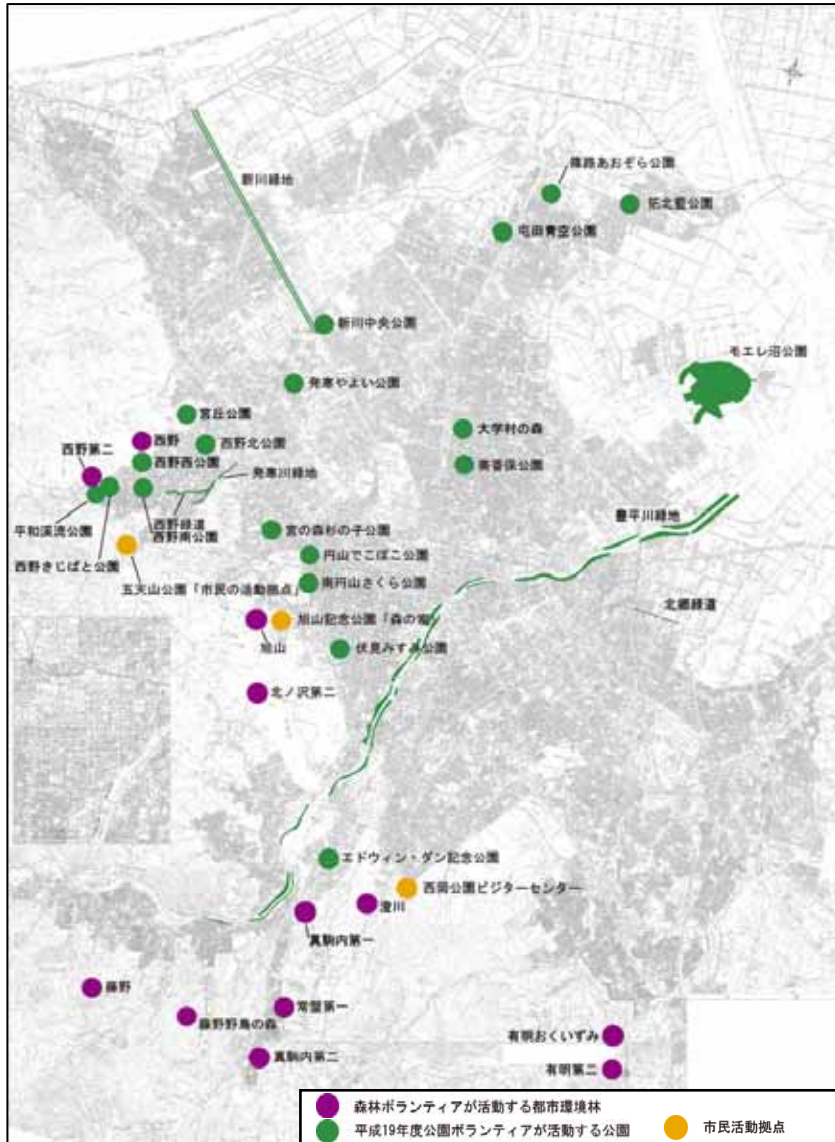
市民による緑づくりを積極的に支援するための仕組みづくりや情報提供、表彰制度の充実などを進める。

推進プログラム	成果	課題	方向性
<p>1 みどりを介した市民活動の推進と支援</p> <p>緑を育てる地域リーダーやボランティアといった市民活動の広がり促進のために市民活動を支える制度を整備する。</p>	<p>・公園ボランティア・森林ボランティア登録制度の導入と、環境アドバイザー制度による講師の派遣を実施している。 公園ボランティア登録状況：26団体5個人 森林ボランティア登録状況：11団体</p> <p>・森林ボランティアが活動する都市環境林(13カ所)を確保している。【図1、写真1】</p> <p>・環境アドバイザー制度利用実績 環境保全アドバイザー：派遣38回、参加人数2,604人 環境教育リーダー：派遣24回、参加人数1,523人</p> <p>・緑化活動の指導的役割を担う緑の愛護員を対象に、研修会やみどりのまちづくりに関する情報の提供を実施するとともに、より一層の充実を図るため、制度の見直しを検討している。</p> <p style="text-align: right;">C</p>	<p>・ボランティアやそのリーダーを担う人材育成、ボランティアなどが活動する場や機会の充実、さらには必要とする支援などについて市民や団体の意向を踏まえながら検討する必要がある。</p> <p>・市民活動を促進するため、その活動のモチベーションを上げる顕彰制度等の検討が必要である。</p>	<p>より一層の市民活動を促進するため、活動団体との情報交換を進めながら、より効果的な支援のしくみづくりを行うとともに、ボランティアなどの人材を育てるとともに、地域活動などへ貢献するしくみづくりを行う。</p>
<p>2 緑に関する多様な情報の発信</p> <p>緑に関する行政情報の積極的な提供と同時に市民や市民団体の活動紹介などを通して市民活動を促進する。</p>	<p>・他都市に先駆けて、公園検索システムの運用を行っている。</p> <p>・主要な公園のパンフレット制作：16公園中(みどりの推進部所管の主要公園)13公園のパンフレットを制作している。また、大通公園、中島公園、円山公園のパンフレットについては、4ヶ国語の対応を行っている。【図2】</p> <p>・エルプラザのほか9箇所に「みどりのライブラリー」を設置し、みどりに関するビデオやDVDを貸し出しているほか、パンフレット等を配布している。</p> <p>・ホームページの開設により市民へ情報提供を行うとともに、適時内容の見直しを図り、アクセス数の増加につながっている。【図3】</p> <p>・ホームページ上で行政情報だけでなく、市民活動を含む催事のお知らせを、適時掲載している。</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・多様な情報提供のあり方の検討が必要である。</p> <p>・ホームページのほか様々な方法での情報発信を行っているものの、より市民にとって魅力ある内容へ工夫することが必要である。</p>	<p>市民にとってみどりに関する情報を、より入手しやすいしくみづくりを進める。</p>
<p>3 市民活動を支える拠点施設の整備</p> <p>緑や公園の管理運営のほか、自然観察や自然環境学習等フィールド活動の拠点を増やし、市民活動を支える。</p>	<p>・緑のセンターでは、市民を対象とした様々な研修を行う等、市民活動を支える取り組みを進めている。</p> <p>・西岡公園ビジターセンター、旭山記念公園「森の家」、五天山公園「市民の活動拠点」を開設し、市民活動の拠点としている。【図1、写真2】</p> <p style="text-align: right;">B</p>	<p>・既存施設を活用し、市民活動を支える拠点機能のしくみづくりの検討が必要である。</p>	<p>市民活動を支える拠点機能のしくみづくりを進める。</p>

成果のランク付けの基準
 A：推進プログラム内の取組項目について全て取組みを進めているもの。
 B：推進プログラム内の取組項目に検討中の取組が含まれるもの。
 C：推進プログラム内の取組項目に、未着手の取組が含まれるもの。
 緑の基本計画の体系については参考資料2を参照。

【図1】

【ボランティアが活動する公園や都市環境林 市民活動拠点】



【図2】

【緑に関する情報発信:公園パンフレットの制作】



【写真1】



森林ボランティアによる作業風景

【写真2】



市民活動拠点:旭山「森の家」

【写真3】



公園ボランティアによる活動風景

【図3】

【緑に関する情報発信:みどりのページの開設】

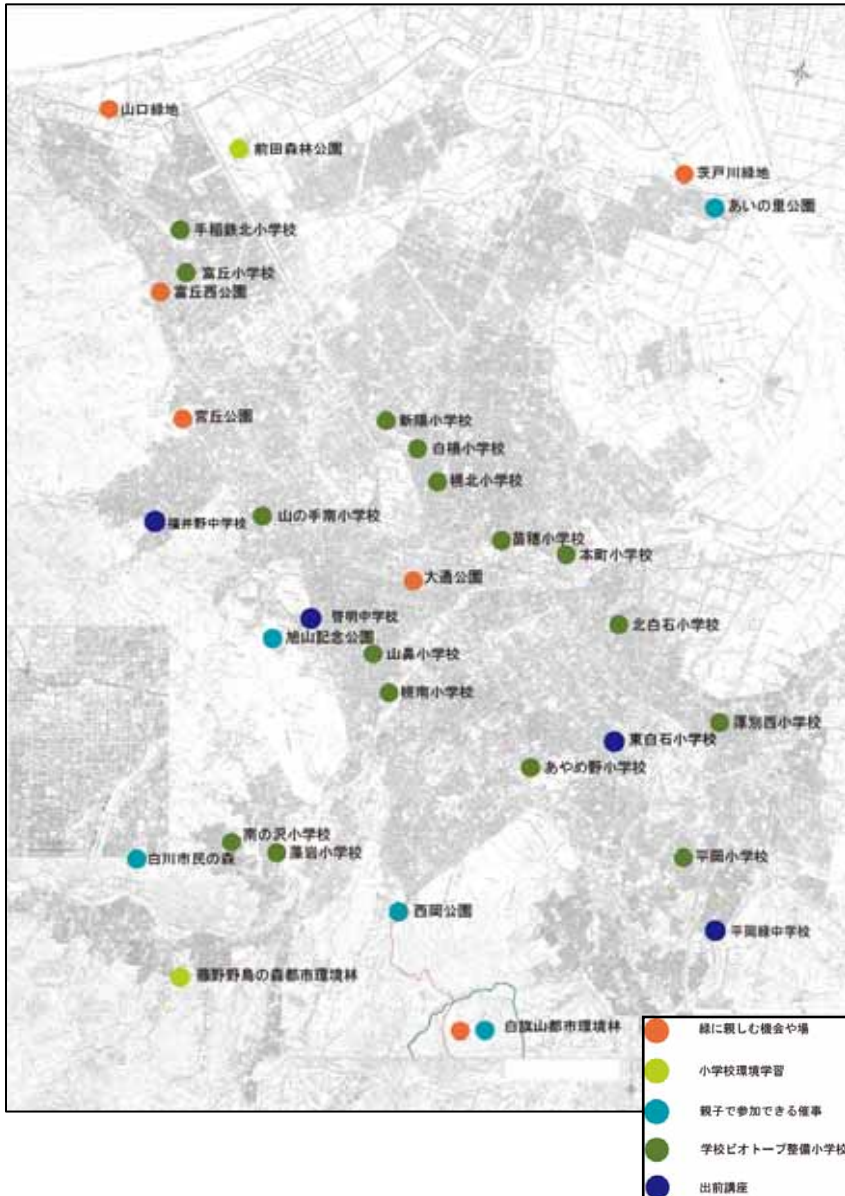


推進プログラム	成果	課題	方向性
<p>4 みどりに親しむ機会や場の充実</p> <p>市民が緑に親しみながら参加ができる魅力あるイベントを展開するとともに、市民によるイベントも支援している。</p> <p>市民による森づくりや環境教育の拠点としての公園緑地の整備・活用を進める。</p>	<p>・公園や都市環境林等で、様々な催事が展開されているほか、各区において市民が主体となったみどりに親しむイベントの支援を行っている。【図1・2、写真1・2】</p> <p>・白旗山都市環境林においてふれあいの森や自然観察の森が開放されているほか、隣接する有明の滝都市環境林では自然探勝の森が開放されており、利用者も増加している。</p> <p>ふれあいの森利用者数（開園期間4月下旬～11月上旬） H10:31,007名 H19:46,408名</p> <p>・山口緑地で「さっぽろのふるさとの森づくり植樹祭」、茨戸川緑地で「市民メモリアル植樹」、大通公園で「札幌水源の森植樹祭」などを企業CSRの取り組みを活用し、企業と連携協定を結びながら実施し、他の施策と合わせて地球温暖化対策に資する年間7万本の植樹に取り組んでいる。【図1、写真1】</p> <p>・自然に親しむ場所や施設整備として 自然歩道総延長 H10:70km H19:75km 市民の森カ所・面積 H9:5カ所303.5ha H19:6カ所421.9ha</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・様々なイベントを開催しているものの、市民にとってより魅力ある内容へ工夫することやイベントに関する情報の提供方法について検討が必要である。</p> <p>・環境・教育などの部局や活動団体との協力・連携が必要である。</p> <p>・企業CSR活動等とのより一層の連携が必要である。</p> <p>・市民の森等において、多様な施設が求められているものの、その設置や管理については市民との協働により取組むなどの検討が必要である。</p>	<p>自治基本条例の制定に伴い市民が主役の街づくりの考えのもと、みどりの普及に関して、環境や教育などの他の部局との連携や、市民・企業との連携によるしくみづくりを進める。</p>
<p>5 身近な自然情報の収集と発信</p> <p>市民などの調査データを収集するとともに、情報の一元化・共有化して多くの市民に発信しながら、自然保護事業に活用していく。</p>	<p>・白旗山、常盤第一都市環境林、手稲山で、野生生物の生育実態や地域生態系の特性等の自然環境に関する基礎調査を実施した。</p> <p>・市民団体や企業による植樹実績を収集したほか、それに伴う多様な植樹方法を把握し植樹祭で活用した。</p> <p style="text-align: right;">B</p>	<p>・今後も、関係部局や大学などの研究機関との連携を図り情報を収集するほか、地域のきめ細かな情報についても収集し、これらの情報を多様な場面に活用するため、市民への情報発信を充実させる必要がある。</p>	<p>多様な情報を集約するとともに、市民に対する情報発信のしくみづくりを進める。</p>
<p>6 家庭や学校、地域における自然教育の普及や展開</p> <p>子どもたちに自然観察や体験学習を通して自然生態系についての認識や保護意識の高揚を図ることを目的に、公園利用の推進するためのガイドブックの作成配布や学校などとの連携を進める。</p>	<p>・市内全小学校へ「総合的環境副教材」を配布（環境都市推進部）【図3】 H10:なし H19:市内全小学校</p> <p>・総合学習の授業における「出前講座」を実施している。平成17～19年度は小学校1校・中学校3校で実施し、340名の児童・生徒が参加している。【図1】</p> <p>・前田森林公園、藤野野鳥の森都市環境林で環境学習を市内の小学校が実施している。【図1】</p> <p>・学校におけるピオトープ整備への支援を行っている。（環境都市推進部）【図1、写真3】</p> <p>学校ピオトープ設置校 H10:なし H19:16校</p> <p>・大規模公園（13公園）、自然歩道、市民の森などのパンフレットを作成している。</p> <p>・白旗山都市環境林においてふれあいの森や自然観察の森が開放されているほか、隣接する有明の滝都市環境林では自然探勝の森が開放されており、利用者も増加している。</p> <p>ふれあいの森利用者数（開園期間4月下旬～11月上旬） H10:31,007名 H19:46,408名</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・様々な取組を実施しているが、市民が魅力を感じ、参加しやすい取組への一層の工夫が望まれる。</p> <p>・学校だけでなく、地域・NPOとの連携・協力について検討が必要である。</p>	<p>市民の環境意識高揚や子どもたちの環境意識醸成をより一層進めるため、教育機関や地域と連携しながら環境教育を進める。</p>

CSR(Corporate social responsibility):企業の社会的責任
企業は利益を追求するだけでなく社会的貢献といった役割も担っていることから、望ましい企業としての社会的業績が実現できるよう「一市民(企業市民)」として行動すべきとの考え。

【図1】

【市民がみどりに親しむ機会や場 小学校の環境教育の実施箇所】



【市民がみどりに親しむ機会や場】

【写真1】



さぼろふるさとの森づくり

【写真2】



富丘西公園での自然観察会

【図2】

イベントスケジュール

※開催場所が異なる場合は別ページをご覧ください。

※開催日時が異なる場合は別ページをご覧ください。

※開催場所が異なる場合は別ページをご覧ください。

開催日時	開催場所	開催内容	対象年齢	申込	費用	備考
10月10日(土) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月11日(日) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月12日(月) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月13日(火) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月14日(水) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月15日(木) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月16日(金) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月17日(土) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月18日(日) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月19日(月) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月20日(火) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月21日(水) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月22日(木) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月23日(金) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月24日(土) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月25日(日) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月26日(月) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月27日(火) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月28日(水) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月29日(木) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月30日(金) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止
10月31日(土) 10:00~12:00	富丘西公園	自然観察会	小学生	不要	無料	雨天中止

公園等を活用したイベントスケジュールの発信

【学校や地域における自然教育の普及や展開】

【写真3】



学校ビオトープ

【図3】



市内全小学校へ「総合的環境副教材」を配布(環境都市推進部)

【写真4】



あいの里公園での自然教育学級

柱その3 みどりづくりの基礎を整える

動物や植物、公園の利用状況などの緑に関する基礎的な調査、緑に関する基金の充実、緑の基本計画に対する意見を反映させる体制づくりなど、計画推進の基礎を固める。

推進プログラム	成果	課題	方向性
<p>7 みどりに関わる基金の運用</p> <p>都市緑化基金・森林基金の充実を図るとともに、運用の検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑化基金は約4億6千万円、森林保全基金は約10億円の造成がされている。 ・都市緑化基金では、基金の果実により「ツタ苗助成」、「フラワーポットの貸し出し」、「記念樹プレゼント」、「緑の絵コンクール」、「さっぽろ緑花園芸学校」などが実施されている。【写真1・2・3】 ・森林保全基金では、基金の果実により市民の森の維持管理などが実施されている。【写真4】 ・さばーとほっと基金の制定により、市民活動への支援がされている。 <p style="text-align: right;">C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の造成が進まない。 ・多様な市民ニーズに加え、金利低下により基金の果実が減額していることから、効果的な事業の取組が必要である。また、これらのことから、トラスト運動等への支援までは手が届かない。 ・さばーとほっと基金を補完するしくみとして、市民活動への基金の活用を検討する必要がある。 	<p>市民ニーズの多様化に対応した、より効果的な基金事業の取組を進める。</p>
<p>8 みどりに関わる定期的な基礎調査の実施</p> <p>市民意識の把握と各種緑化の基礎研究を行うことで、市民ニーズを的確に把握し、緑化事業に反映させていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑被の変遷調査を平成16年に実施したほか、今年度も調査を行っている。【図1】 ・公園再整備事業等において、ワークショップやアンケート調査などにより、市民意見を聞くことが定着している。 ・市政世論調査により「みどりに関する市民意識調査」を実施している。 ・本市に適した特殊緑化の方法を検討し、壁面緑化に着手した。【写真5】 <p style="text-align: right;">B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑被変遷調査の結果を踏まえた緑づくりや保全の取組を検討する必要がある。 ・樹林率を指標とした評価を検討する必要がある。 ・札幌の気候風土に適した緑化技術の研究や、既存研究成果の活用を検討する必要がある。 	<p>緑の保全と創出の取組を的確に評価するため、緑被調査やアンケートを行うことが必要である。</p>
<p>9 緑の基本計画市民モニター</p> <p>市民が緑の基本計画の進行状況について知り、意見を言うことのできるしくみを整える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上に、緑の基本計画の進行状況を掲載し、市民が意見を言うしくみ「市民モニター制度」を整備した。【図2】 <p style="text-align: right;">B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の進行管理手法についての検討が必要である。 	<p>基本計画の進行管理手法についての検討が必要である。</p>

【写真1】



フラワーポット貸し出し

【写真2】



記念樹プレゼント

【写真3】



さっぽろ緑花園芸学校

【写真4】



市民の森の維持管理

【市民モニター制度】

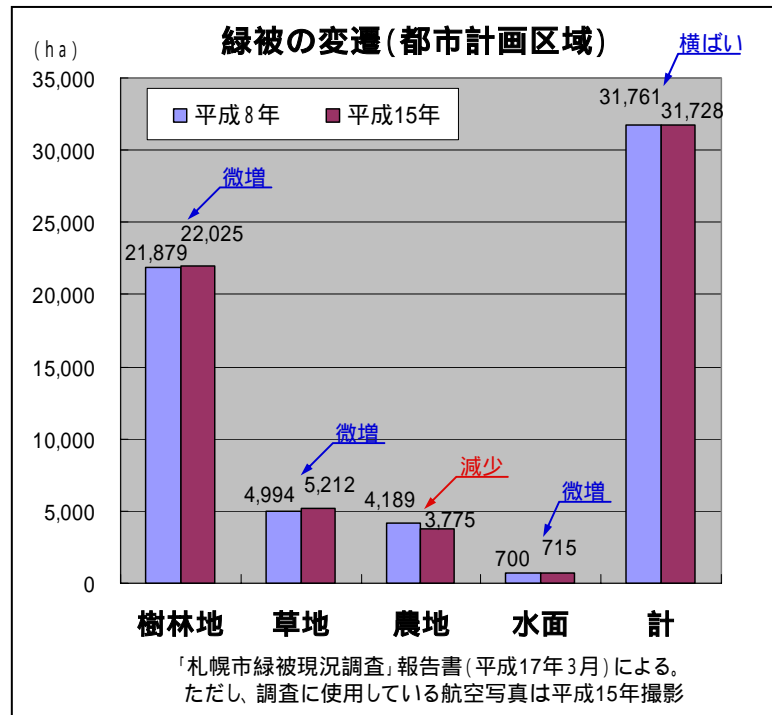
【図2】

緑被の変遷調査

市政世論調査による「みどりに関する市民意識調査」

本市に適した特殊緑化の方法の検討

【図1】



【写真5】



特殊緑化方法の検討(農試公園 ツタ苗緑化)

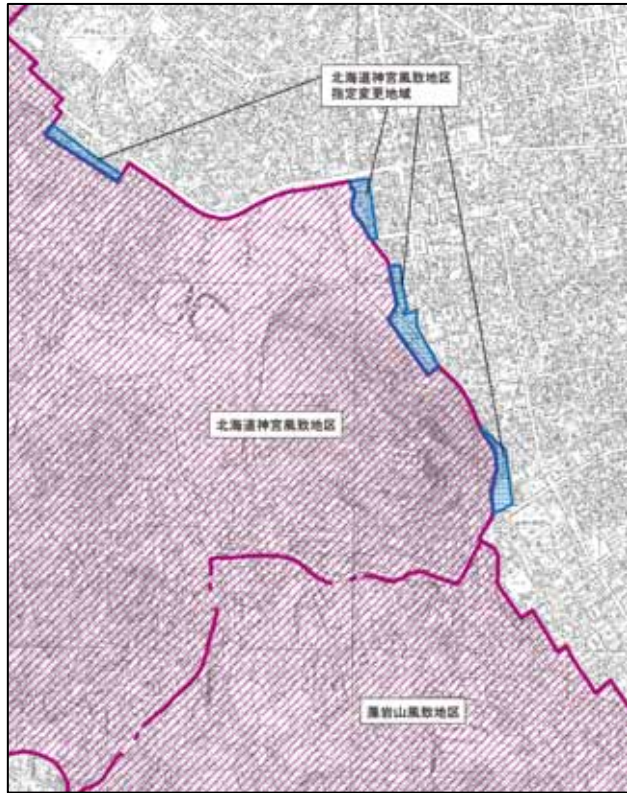
柱その4 いまあるみどりを守る

開発による緑の減少を抑制するとともに、街の中や郊外に残された緑を守る。

推進プログラム	成果	課題	方向性
<p>10 みどりにつつまれた美しい風景の保全</p> <p>風致地区制度の運用を充実強化し、みどりを守る。</p>	<p>・風致地区制度について、風致保全方針を策定し、段階規制の導入、緑化率の導入、規制対象行為の拡大を行うため、札幌市緑の保全と創出に関する条例を制定(平成13年3月)し、きめ細かな運用を行っている。 ・北海道神宮風致地区の指定拡大を行った。【図1、表1】 拡大実績:約6ha(H14年度)</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・都市緑地法や景観法等の新たな制度の活用や、他部局の制度と連携したみどりの保全・創出のしくみづくりへの検討が必要である。 ・新たな風致地区の指定については、土地利用に関して一定の制限を受けるため地権者の同意を得ることが難しい。</p>	<p>様々な制度を活用・検討し、みどりの保全を進める。</p>
<p>11 街から見える山並みの保全</p> <p>都市近郊林保全計画を定めた上で、実効性・担保性の高い公的制限措置を実施し、山並みの緑の保全を進める。</p>	<p>・札幌市緑の保全と創出に関する条例の制定により、樹林地の保全を行いながら土地利用がされるようになった。 ・市民の森の整備によりみどりの保全と活用が図られている。 市民の森整備状況 H9:5カ所 303.5ha H19:6カ所 421.9ha ・緊急度・重要度の高い森林について、緑の基本計画策定後、24箇所、210haを都市環境林として公有地化している。(平成10～19年度)【表1】 ・森林管理を行うための組織づくりとして平成12年度に森林ボランティア登録制度を整備し、登録団体への支援を実施している。 団体登録状況 H10:なし H19:13カ所 11団体</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・森林の公有地化については、地権者の同意が得られないことや財源的な限界もある。 ・適正な森林管理のしくみづくりとして、ボランティア制度やその支援の充実、より多くの市民参加の促進方策、活動団体と行政の連携・協力の強化や支援のあり方などについて検討が必要である。</p>	<p>貴重な森林の保全を継続していくとともに、より多くの市民参加による適正な森林管理のためのしくみづくりについて検討していく必要がある。</p>
<p>12 開発に伴うみどりの減少の抑制</p> <p>開発に際し緑地を極力残すための制度の実効性を高める。</p>	<p>・新たな緑化基準として、緑の保全と創出に関する条例を制定し、協議制から許可制へ変更することで、開発に伴うみどりの減少の抑制について実効性を高めた。</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・札幌市緑の保全と創出に関する条例の効果を検証し、制度の充実強化について検討が必要である。</p>	<p>札幌市緑の保全と創出に関する条例の実効性を検証し、制度を検討することが必要である。</p>
<p>13 街中や農地のみどりの保全</p> <p>市街地に残る緑や農地の緑を計画的に保全する。</p>	<p>・保存樹木制度に加え、保存並木制度を導入した。 ・緑の基本計画策定後、特別緑地保全地区を8ha拡張している。【表1】 ・緑の基本計画策定後、宮の森4条緑地など19箇所の都市公園の整備において、計23.5haの既存樹林を保全した。</p> <p style="text-align: right;">C</p>	<p>・保存樹木・保存並木制度における、指定方針の明確化と樹木の保全に対する支援のしくみの見直しが必要である。 ・特別緑地保全地区の指定には、土地利用に関して制限を受けるため地権者の同意を得ることが難しく、財源的な限界もある。 ・市街地やその周辺に残る農地の保全を関係部局の協力のもと進めることが必要である。</p>	<p>市街地の貴重な樹木の保全を継続していくとともに、都市計画などの土地利用計画などの検討を進め、市街地周辺に残る農地などの保全方策を探る。</p>
<p>14 市民参加によるみどりの保全活用</p> <p>市民参加による緑の保全活用を推進していくとともに、森林レクリエーションの場としての都市環境林の整備を進める。</p>	<p>・白旗山都市環境林においてふれあいの森や自然観察の森が開放されているほか、隣接する有明の滝都市環境林では自然探勝の森が開放されており、利用者も増加している。 ふれあいの森利用者数 (開園期間4月下旬～11月上旬) H10:31,007名 H19:46,408名</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・ボランティアやそのリーダーを担う人材育成、ボランティアなどが活動する場や機会の充実、さらには必要とする支援などについて市民や団体の意向を踏まえ検討するとともに、各主体の自主的な活動促進を図る必要がある。 ・自然環境教育や森林レクリエーションの場を、白旗山・有明の滝都市環境林に限らず、他の箇所への展開も図るとともに、より一層の市民利用の促進に向けた検討や、ボランティアや活動団体との協力・連携を進めることが必要である。</p>	<p>ボランティアの育成や活動に対する支援のしくみづくりを進めるとともに、市民などの自主的な活動や利活用の促進について検討する必要がある。</p>

【図1】

【風致地区拡大位置図】



地域制緑地の指定目標と進捗状況

【表1】

指定緑地の種別	計画策定時 現況	平成19年度末	指定目標量
法に基づくもの			
特別緑地保全地区 (旧:緑地保全地区)	40ha	48.2ha	約400ha
風致地区	3,591ha	3,597.2ha	約13,100ha
保安林及び 保安施設地区	2,800ha	2,800ha	2,800ha
天然記念物	328.6ha	328.6ha	328.6ha
条例に基づくもの			
緑保全地区 (1)	7.7ha		30ha
自然公園	95ha	94ha	95ha
保存樹木	36カ所	35カ所	250カ所
環境緑地保護地区	3,688ha	3,688ha	3,688ha
保存並木	新	未指定	10カ所
市民の森 (2)	303.5ha	421.9ha	約1,000ha
自然歩道 (2)	総延長70.3km	75km	約100km
本市独自の制度に基づくもの			
都市環境林	1,293.8ha	1,668.5ha	約2,000ha

- 1:旧条例の改廃により緑保全地区制度を廃止し、それまで指定していた緑保全地区は法に基づく特別緑地保全地区に指定した。
 2:市民の森及び自然歩道は、札幌市緑の保全と創出に関する条例により位置づけられた。

【表2】

緑保全創出地域種別ごとの許可の基準

緑保全創出地域 種別	許可基準 指標	許可基準 (敷地・開発面積別)		
		1ha未満	1ha以上 5ha未満	5ha以上
山岳地域	樹林地率	50%以上	60%以上	70%以上
	保全樹林地率	50%以上	60%以上	70%以上
里山地域	樹林地率	30%以上	40%以上	50%以上
	保全樹林地率	20%以上	30%以上	50%以上
里地地域	緑地率	20%以上	30%以上	30%以上
	緑化率	30%以上	40%以上	50%以上
居住系市街地	緑化率	20%以上	20%以上	20%以上
業務系市街地	緑化率	10%以上	10%以上	10%以上

【地域区分の説明】

山岳地域

主に都市計画区域外にあって、土地の位置、形状その他の土地の状況からみて自然環境を保全すべき地域

里山地域

市街化調整区域にあって、緑を保全し、及び創出しながら市街地の周辺にふさわしい土地の活用を図る山地丘陵地域

里地地域

市街化調整区域にあって、緑を保全し、及び創出しながら市街地の周辺にふさわしい土地の活用を図る平地地域

居住系市街地

市街化区域にあって、住居地域などの主に居住環境に配慮して緑を保全し、及び創出しながら市街地にふさわしい土地の活用を図る地域

業務系市街地

市街化区域にあって、商業・工業地域などの主に業務環境に配慮して緑を保全し、及び創出しながら市街地にふさわしい土地の活用を図る地域

【用語の説明】

樹林地率

樹林地として保全又は造成した面積の敷地面積などに対する割合

保全樹林地率

二次開発での樹木の減少を防ぐために登録される保全樹林地の面積の敷地面積などに対する割合

緑地率

緑地として保全又は造成した面積の敷地面積などに対する割合

緑化率

既存樹木や新たに植栽する緑の種別ごとに換算面積を設定し、その合計面積の敷地面積などに対する割合

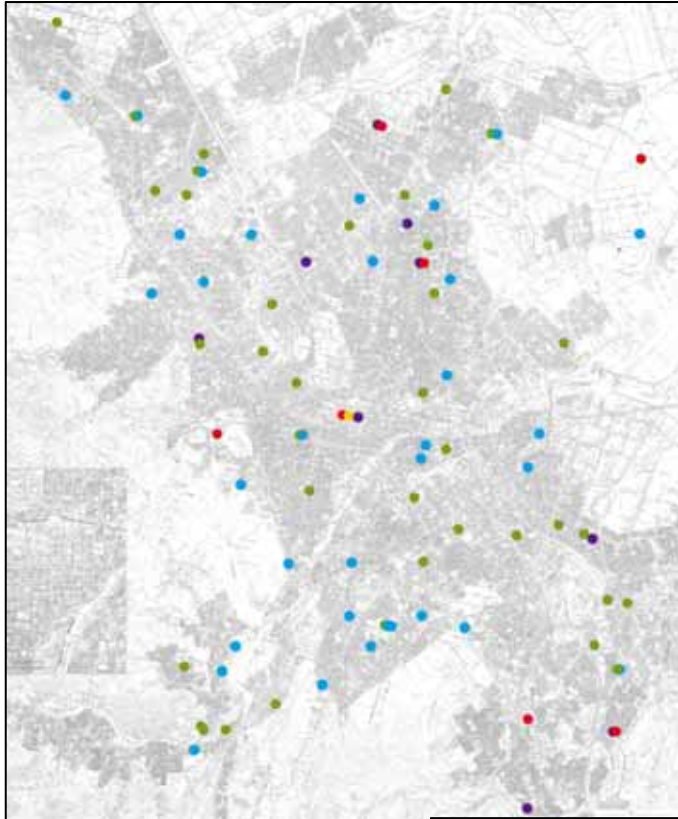
柱その5 みどりをを感じる街並みをつくる

建築物の緑化や重点的に緑化を進める地区を指定するなど、点と面での緑づくりを推進する。

推進プログラム	成果	課題	方向性
<p>15 新たなみどりのシンボルづくり</p> <p>観光都市でもある札幌の北国の風土や個性を演出する新たな緑の名所づくりを進める。</p>	<p>・平成17年にグランドオープンしたモエレ沼公園が、新たなみどりのシンボルとして観光拠点になっているほか、創成川通の再整備に合わせた都市の新たなシンボルの一つとして創成川公園の造成に取り組んでいる。【写真1】</p> <p>モエレ沼公園入場者数：778,210人(H19)</p> <p>・北8条通におけるアマとホップのフラワーロードづくりや南沢地区でのラベンダー植栽推進等、地域住民や市民グループによる地域ゆかりの植物を活用した街づくりが行われている。</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・市民グループ等によるまちづくりと運動した身近なみどりのシンボルづくりが広がるための施策の検討が必要である。</p>	<p>新たな緑のシンボルづくりは、観光都市として重要であり、経済性と協働の視点から検討する。</p>
<p>16 効果的な建築物緑化の推進</p> <p>建築物緑化協議制度を市街地の状況に応じた緑化基準を新たに定め、その効果を高める。</p> <p>公共施設や学校については、市街地緑化の中心的役割を担うものとして率先して緑化を推進する。</p>	<p>・条例の改正により、建物の建築等における緑の確保を義務化する「緑保全創出地域制度」を制定した。【写真2】</p> <p>・公共施設の重点的な緑化として、学校緑化を推進している。【図1、写真3】</p> <p>・区役所庁舎などでモデル的に屋上緑化を実施している。</p> <p style="text-align: right;">C</p>	<p>・緑保全創出地域制度による良好な都市環境形成の効果について検証する必要がある。</p> <p>・市街地緑化の中心的役割として公共施設の緑化を推進するためには、維持管理等における地域住民の協力が必要である。</p> <p>・効果的な建築物緑化については、壁面緑化など多様な技術的手法の検討が必要である。</p>	<p>効果的な建築物緑化を推進するため、制度の検証や建物の緑化技術の多様な活用により、一層の充実が必要である。</p>
<p>17 都心部緑化の推進</p> <p>札幌の顔である都心部ゾーンは、緑化重点地区として民間施設や公共施設に前庭、公開空地等を積極的に確保して緑化を推進する。</p>	<p>・都心部緑化重点地区として約900haを平成15年度末に指定し、この指定に基づく国庫補助の導入による公園整備を行っている。</p> <p>・条例の改正により、土地活用における緑の確保を義務化する緑化協議制度の充実を図り、緑保全創出地域制度を制定した。</p> <p>・都市景観の主軸となる大通公園のみどりについては、台風により失われたみどりを市民参加で補植しているほか、大径木の樹木診断を行っている。</p> <p>・「緑を感じる都心の街並み形成計画」に基づき、駅前通や創成川通を整備することにより、新たなみどりの創出に取り組んでいる。【図2】</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・緑化重点地区における公園造成以外の緑化事業についても検討する必要がある。</p> <p>・緑保全創出地域制度による良好な都市環境形成の効果について検証する必要がある。</p> <p>・大通公園については、多くの市民に活用されているほか、イベントも多数開催されており、より良い景観づくりのため樹木の生育環境を改善する必要がある。</p> <p>・企業との協働によるみどりの景観づくりに取り組むことが必要である。</p>	<p>都心部の緑化の推進については、公園や街路樹によるみどりの創出に加え、民有地においても様々な緑化技術や支援制度を用いて、より一層の緑化を進めることが必要である。</p>
<p>18 重点的に緑化を推進する地区の指定</p> <p>緑化重点地区の指定や緑化推進地区制度の検討を進める。</p>	<p>・緑化重点地区を19地区約15,000haを平成15年度末に指定した。【図3】</p> <p>・地域の自主的な活動を支援助成する制度に改めた。</p> <p style="text-align: right;">B</p>	<p>・緑化重点地区指定によるメリット(公園造成に伴う国庫補助導入)を活かした事業展開のために、指定区域の拡大が必要である。</p> <p>・地域が行政とまちづくりを進めるにあたり、取り組みやすい制度が求められている。</p>	<p>緑化重点地区の指定拡大を進める。</p>
<p>19 みどりのリサイクルの推進</p> <p>環境にやさしい循環型・低負荷型都市の形成に寄与する。</p>	<p>・百合が原公園や前田森林公園などで、刈草や剪定枝をリサイクルするシステムをつくり、植物性廃材を活用している。</p> <p style="text-align: right;">B</p>	<p>・公園管理において更なるリサイクルを進めて、刈草等を含めた植物性廃材のゼロエミッションへの手法等の検討が必要である。</p> <p>・グリーンデータバンク制度を活用する庭木が欲しい人と提供する人の間に、意向の違いがあることから、年間5件程度の利用にとどまっている。(登録は年間36件程度；平成17～19年平均)</p>	<p>持続可能な循環型のリサイクルシステムの充実を図る。</p>
		<p>ゼロエミッション 生産や廃棄、消費に伴って発生する破棄物をゼロにすることを目的とする運動。</p>	
		<p>グリーンデータバンク 札幌市公園緑化協会で行っている事業で、家庭の樹木や草花を欲しい方に仲介するサービス</p>	

【図1】

【公共施設や学校の緑化の状況】



- 芝生整備（学校）
- 芝生整備（その他の公共施設）
- 樹木植樹（学校）
- 樹木植樹（その他の公共施設）
- 草本植栽（その他の公共施設）

【写真1】



【新たな札幌のシンボルモエレ沼公園】

【写真2】



【緑保全創出地域制度において創出された緑】

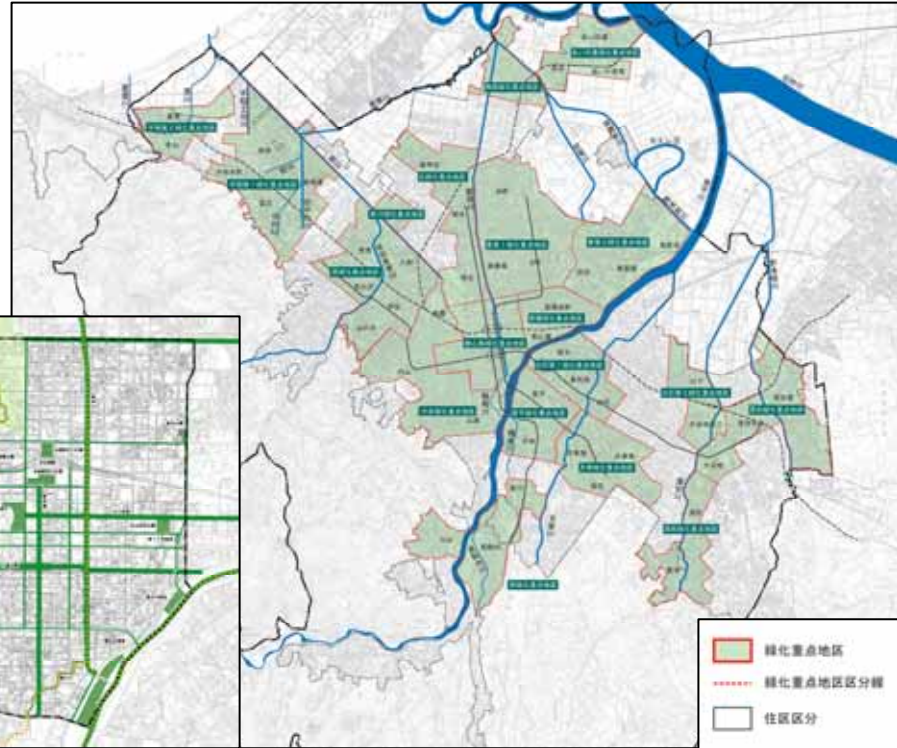
【写真3】



【市内学校緑化植樹の様子】

【図3】

【緑化重点地区位置図】



【図2】



【都心部ネットワーク図】

柱その6 みどりをつなぐ

河川の緑や街路樹によって緑の拠点をつなぐとともに、さっぽろの街を緑で囲む緑地帯を形成する。

推進プログラム

成果

課題

方向性

20 環状グリーンベルト構想の推進

山地丘陵部の森林と平地の農地や草地といった自然的土地利用を活かしながら札幌の街を緑の帯で囲む、外郭の環状緑地の整備を図る。

・環状グリーンベルト構想に基づく拠点公園として、モエレ沼公園(事業期間:昭和57年度～平成16年度)が完成、五天山公園(事業期間:平成11年度～平成20年度)が完成予定である。また、茨戸川緑地(事業着手:平成9年度)や山口緑地(事業着手:平成16年度)などの整備も進めている。
【図1・2】

A

・今ある森林の保全に加え、拠点公園の間におけるみどりの連続化をどのように進めていくかが課題である。
・新たに設置を予定している拠点公園の必要性和、森づくり等、市民活動の場と兼ね合わせた整備手法の検討が必要である。

地域制緑地制度などによる森林保全や、市民参加による拠点づくり、拠点の連続化のしくみづくりによるグリーンベルトの確保を進める。

21 道路緑化の推進

北国の風土にふさわしい質の高い道路景観の創出によって身近な緑のネットワークを形成する。

・市全体の道路緑化指針となる、街路樹植栽プランの作成、街路樹特性リスト、街路樹管理マニュアルを作成した。
・街路樹管理マニュアルに基づき、樹種独自の特性を發揮し、健全で豊かな緑の育成を図る剪定を行っている。
(中央区西2・5・7・8丁目線、厚別区南郷通、南区五輪通など)
・街路樹植栽道路延長と植栽本数(国道除く)
H10:1,289.6km H19:1,413.5km
H10:589,065本 H19:666,968本
・町内会等と連携した街路樹植樹での花壇づくりは、977団体の参加のもと、830路線で42万株花苗を用いて実施された。(平成19年度)
・街路樹の良好な生育を図るため、植栽環境の改善を行った。
(平成11～19年度で、植樹の拡大628箇所、支柱強化909組実施)
・フラワーロード整備や、緑地帯等の整備は、緑の基本計画策定後、16路線で行われている。
・交通島への植樹やランドマーク植栽を実施するとともに、コミュニティーガーデンの設置を3箇所(H11～19年度)行った。【写真1】
・地域の歴史などに基づいた市民主体の花の街づくりが進められている。
北8条通のアマとホップのフラワー通づくり【写真2】
南沢地区でのラベンダー植栽【写真3】
芸術の森地区での歩道花壇づくり

A

・道路未利用地などを活用した、地域主体のコミュニティガーデンづくりの促進が必要である。
・歩道幅の狭い路線で大径木化した街路樹が問題となっており、計画的な街路樹の更新が必要となってきている。
・みどり豊かな道路景観がつけられてきているが、落ち葉などについての苦情も増加しており、市民理解を得るためのPRが必要である。
・自然樹形で街路樹を大きく育てるには、その管理費用が大きくなるものの、維持管理費が縮減されている。
・地域の管理負担や事業費用の軽減のため、宿根草を含めた植栽の検討が必要である。

道路や河川において、景観や生物多様性に配慮した身近な緑のコリドーづくりに取り組むことで、市街地のみどりのネットワークづくりを進める。

22 自然性豊かな河川をいかしたみどりの連続化

景観や生態系等水と緑が織りなす多様な河川環境の整備保全を進め、市民が水辺に親しんだり、様々な生物が活動できる連続的な緑の空間を確保する。

・郊外の住宅地を流れる野津幌川の緑化整備を実施したほか、平成20年度までに中の川全区間の緑化整備が完了する予定である。
・都心部では創成川親水緑地空間のマスタープランの素案が策定され、平成22年度に創成川公園の完成をめざし、現在基本設計を進めている。
【図3】
・前田森林公園内に含まれるアカシア川ビオトープについて、河川管理課、北海道工業大学と協議を行い、整備を行った。
・河川改修に際して、植生や生物多様性に配慮した親水型の改修が進められている。
サクシュ琴似川、安春川、西野川 他

C

・河川空間を活用し、今後もみどりを主体とした景観づくりや市民の憩いの場のほか、生物生息地としての取組みを進める必要がある。

・河川環境基本計画と連携し、緑の創出に取り組む必要がある。

コミュニティガーデン
道路残地などの公有地を地域に開放して進める、地域主体の花壇づくり

コリドー
本来の意味は「廊下」「回廊」など。ここでは、市街地を貫通し、都市にうるおいや安らぎをもたらすことのほか、生物多様性の確保や防災機能の強化するオープンスペースの軸となることを目指すものとして称する。

柱その7 魅力ある公園を増やす

新たな公園緑地の確保と適正配置に努めるとともに、市民と育てていく魅力ある公園づくりを進める。




推進プログラム	成果	課題	方向性
<p>23 公園緑地の配置方針</p> <p>緑とオープンスペースが有する機能を発揮させる観点から、公園緑地の適正配置に努める。</p>	<p>・本方針に基づき長期的視点に立って新たな公園緑地の確保やネットワーク化を推進している。</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・本市固有の自然条件や地形特性、市街地の発展経過などに起因する公園緑地配置の偏りの解消や公園緑地に連なるみどりの連続化をどのような手立てで進めていくかが課題となっている。</p> <p>・生物多様性などの生態系に配慮した公園配置の視点も加える必要がある。</p>	<p>街の成熟に伴い、生物多様性や防災の観点を今まで以上に踏まえた上で、より効果的な公園機能の配置を検討するとともに、都市基幹公園、住区基幹公園の配置や整備手法の検討を進める。</p>
<p>24 公園緑地の種別配置計画</p> <p>地域的な偏りを是正しつつ、社会資本として適正に公園緑地を配置する。</p>	<p>・都市基幹公園は、長期的な目標として各区に1総合1運動公園の配置を掲げており、本計画策定後、西区の五天山公園の整備を進めているほか、厚別区(仮称)厚別山本公園について整備着手に向けた準備を進めている。【図1】</p> <p>・住区基幹公園は、政令指定都市移行後、市街地の進展に合わせ計画的に用地を確保してきたことから、既成市街地(概ね環状通の内側)を除く郊外住宅地には、ほぼ適正に配置されている。</p> <p>・その他の種別の公園緑地についても、配置方針の考え方に基づき配置している。【図2】</p> <p style="text-align: right;">B</p>	<p>・現計画における公園緑地の確保目標量や配置計画を検証した結果として、新計画においても将来的な長期目標として理想的な配置計画を掲げるべきか、中期的な目標として実現性を視野に入れた計画を掲げるべきなのか示す必要がある。</p> <p>・既成市街地などでは、公園緑地の空白地域も多数存在しているが、用地の確保が難しい状況にある。</p>	<p>公園機能の配置や市民ニーズを踏まえるとともに、地域の事情や管理費の減少を踏まえ、市民との協働による維持管理運営のしくみなど、それぞれの地域に合った公園のあり方の検討を進める。</p>
<p>25 市民に親しまれる公園緑地を目指して</p> <p>多様な市民ニーズを捉えながら、市民に広く親しまれる公園として質的な充実を図っていく。</p>	<p>・立地特性を活かし、市民ニーズや目的に沿った公園づくりの取組みが定着している。</p> <p>・環状グリーンベルトを形成する緑地整備として茨戸川緑地、山口緑地等の整備を進めている。</p> <p>・災害時に役立つ施設の整備に取り組んでいる。【写真1】 緊急貯水槽(飲料用) 12箇所設置 耐震性貯水槽(防火用) 50箇所設置</p> <p>・緑の基本計画策定後、19の都市公園の整備において23.5haの既存樹林を保全した。</p> <p>・法的整備目標の達成に向け、平成22年までにトイレのバリアフリー化(30%)を進めている。</p> <p>・地域や福祉施設と連携した公園整備など、公園利用者の意見を幅広く取り入れたユニバーサルデザインによる公園づくりを実施している。【写真2】</p> <p>・新たなニーズへの対応や魅力ある公園づくりを目的として、地域の要望を取り入れた再整備を283公園で実施している。</p> <p>・狭小公園において市民のニーズに合わせた整備や管理のあり方について試行的な改修を行いながら検討を行っている。</p> <p style="text-align: right;">A</p>	<p>・実態に即しながら、これからの公園緑地の配置から管理に至る全体のマネジメントなどの、将来的なビジョンを明らかにしていく必要がある。</p> <p>・災害に強いまちづくりを推進するにあたっては、全庁的な地域防災計画の見直しを進める中で上位計画と連動した防災公園の果たす役割や機能について十分議論する必要がある。</p> <p>・公園の利用状況、市民ニーズ、公園管理の現状などを踏まえ、既設公園の老朽化した施設の更新など、アセットマネジメントによる再整備の取り組みが必要である。</p>	<p>多様な地域事情に対するきめ細かな対応が必要である。</p> <p>・登録したボランティアの活用をより一層推進することが必要である。</p> <p>・町内会への公園管理業務委託は、高齢化等で人材確保が困難になっている。</p> <p>・協働による公園内植物廃材のリサイクルの実施拡大を図る工夫が必要である。</p> <p>・意識啓発の取組みが必ずしも公園利用のマナーの向上につながっていない。</p> <p>・顕彰制度については、現在活用している国の制度を含め、既存制度の活用を検討する必要がある。</p> <p>・障がい者団体による公園清掃業務委託については清掃のみでなく委託内容の拡大が求められている。</p>
<p>26 利用者とともに育てていく公園緑地を目指して</p> <p>利用者や地域住民が公園緑地の維持管理や運営にも関り、未永く支えられていくをを整え充実させていく。</p>	<p>・公園ボランティアや森林ボランティア登録制度を制定し、公園ボランティアは26団体5個人、森林ボランティアは11団体が登録している。一方で、町内会等への団体の公園管理業務委託数は減少傾向にある。</p> <p>・ノーくずごパークは、市内全域を対象に実施されるようになった。</p> <p>・市民との協働による公園内で発生する植物廃材のリサイクルの取組は、8箇所で開催している(平成19年度末)。【写真3】</p> <p>・広報さっぽろやホームページ、看板などで、公園利用のマナー向上を図っている。</p> <p>・障がい者団体への近隣公園清掃業務委託:19公園(H19)</p> <p style="text-align: right;">C</p>	<p>(公共物の)アセットマネジメント 資産の損傷、劣化等を将来にわたり把握することにより最も費用対効果の高い維持管理を行う概念</p>	

【図1】

都市基幹公園の配置計画の進捗状況

区	総合公園	運動公園
中央区	中島公園	円山公園
北区	百合が原公園	屯田西公園
東区	モエレ沼公園	
白石区	川下公園	仮称)東米里公園
厚別区	仮称)厚別山本公園	厚別公園
豊平区	仮称)東月寒公園	月寒公園
清田区	平岡公園	
南区	真駒内公園	
西区	五天山公園	廣試公園
手稲区	前田森林公園	手稲稻積公園

- 注1. は種別は異なるが機能的に代替して配置するもの。
 注2. 東区及び清田区は総合公園が運動公園機能を兼ねるものとする。
 注3. 南区は広域公園が総合公園機能及び運動公園機能を兼ねるものとする。

	緑の基本計画策定後に完成している公園
	事業着手(予定を含む)している公園
	未着手の公園

【写真1】



【災害時に役立つ施設の整備:白)さっぽろ大地公園】

【写真2】



【ユニバーサルデザインによる公園整備:清)桂台あおぞら公園】

【写真3】



【植物廃材(落葉)のリサイクル:南)エドウィン・ダン記念公園】

【図2】

公園緑地の整備目標量と進捗状況

総括目標	計画策定時 現況	平成19年度末	整備目標量
公園緑地面積 (うち都市公園面積)	3,866.3ha (1,665.9ha)	5,135.6ha (2,064.2ha)	約8,000ha (約4,600ha)
市民1人当たり公園緑地面積 (うち市民1人当たり都市公園面積)	21.6㎡/人 (9.3㎡/人)	27.3㎡/人 (11.0㎡/人)	約40㎡/人 (約23㎡/人)

公園緑地の種別毎の整備目標	計画策定時 現況	平成19年度末	整備目標量
都市公園			
住区基幹公園 (街区公園、近隣公園、地区公園)	609.5ha 3.4㎡/人	673.9ha 3.6㎡/人	約800ha 4.1㎡/人
都市基幹公園 (総合公園、運動公園)	390.5ha 2.2㎡/人	520.3ha 2.8㎡/人	約1,100ha 5.5㎡/人
基幹公園計	1,000.0ha 5.6㎡/人	1,194.2ha 6.3㎡/人	約1,900ha 9.6㎡/人
その他の都市公園 (特殊公園、広場公園、 広域公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道)	665.7ha 3.7㎡/人	870.0ha 4.6㎡/人	約2,700ha 13.2㎡/人
自然緑地 (都市環境林、市民の森等)	2,200.4ha 12.1㎡/人	3,071.4ha 16.3㎡/人	約3,300ha 16.3㎡/人
その他の公共施設緑地 (サッポロさとらんど、 札幌ドーム外周緑地、環境整備河川等)			